

群馬県適正化通信 NO. 68

平成25年度中の群馬県トラック協会へ寄せられた苦情について

苦情については、一般ドライバーや同業者の方から協会宛てに、毎年度多く寄せられています。平成25年度も下記のとおり苦情が寄せられました。主な内容は危険運転行為や速度超過（速度抑制装置装着車の速度制限違反等）等に関するものですが、適正化実施機関から当該事業者に事実確認をすると、ドライバーの大半の方は危険運転の認識はなく、危険運転はしていないとの回答が多くあり、申告者との認識の違いがあります。

しかし、何もなければわざわざ協会に苦情の電話をしてくることはないと思われます。トラック自体が大きいので少し接近して走行しただけでも、一般のドライバーにとっては圧迫感があり恐怖を感じると思われます。又、十分車間距離を取って車線変更をしたつもりでも急な割り込みをされ、追突しそうになったとの苦情となります。

最近の苦情の中で特に多いものは、走行車線が2車線から1車線に絞られる箇所や、高速道の料金所付近における急な割り込みが目につきます。毎日走っている道路がこの先どうなっているのか分かっていると思います。是非、余裕をもって早め早めの対応を取りスムーズな運転をお願いします。中には、大型車におけるスピード超過（リミッター解除等の不正改造）に対する苦情もあります。違法駐車についても多くなっています。

一握りのドライバーの行動が、それを見ている人にとってはトラックドライバー全体の、ひいてはトラック運送業界のイメージと繋がっていきます。常に会社の看板を背負い、誰かに見られていることを自覚し、プロドライバーとしての誇りと、貨物を安全・確実・迅速に輸送する役割と使命をしっかりと再認識し、安全運転の励行をお願いします。

- 危険運転行為……煽り行為(パッシング)・幅寄せ行為・急な割り込み・追越し禁止車線での追越し・速度超過(速度抑制装置装着車の速度制限違反等)・信号無視等
- 運転マナー等……ゴミの投棄で・違法駐車・走行中の携帯電話使用・早朝深夜のアイドリング・罵声を上げての威圧行為等

上記行為は、重大事故にも繋がるおそれが十分あります。大変厳しい経営環境のなかで事故による多額の損害賠償金の発生や、事後処理に費やす時間や精神的苦痛には目に見えない莫大な経費が掛かります。管理者の方には、無事故無違反に向け、悪質違反の防止を含め一般ドライバーの模範となるよう、ドライバーの資質の向上と安全運転の励行について指導監督の徹底をお願いします。

1. 苦情件数の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	36	36	73	54	70	62

2. 平成25年度中の苦情の内訳

- ・危険運転等（35件） ・環境問題・不正改造等（5件） ・違法駐車等（10件）
- ・その他（12件）
うち事故後の対応に係るもの（2件）、車両持ち帰り（5件）、マナー等（5件）

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821